

社会保険 いすおか



法多山 アンブレラスカイ(袋井市豊沢)

Contents

- 算定基礎届の提出をお願いします 2
- 現物給与価額(食事)が
令和4年4月1日から一部改正されました 5
- 健康保険・厚生年金保険の
事務手続きガイド【動画】をご覧ください 5
- 病気やケガで仕事を休み、給与を受けられないときは
傷病手当金が支給されます 6
- 医療費が高額になりそう...
限度額適用認定証をご利用ください! 7
- 健康づくりDVDのご案内～熱中症編～ 8
- 利用補助のご案内 8
- 健康づくり講師の派遣を行っております 8
- 劇団四季新作ミュージカル
『ロボット・イン・ザ・ガーデン』公演チケットのご案内 8

会費納入のお礼・お願い

令和4年度社会保険協会費につきましては、多くの事業所様から、早期納入にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当協会では、今後も社会保険制度の普及啓発と、皆様の健康づくり及び福利増進に努めてまいります。

また、コロナ禍の状況ではありますが、納入がお済みでない事業所様におかれましては、4月にお送りしております「払込取扱票」により、お納めいただきますよう、ご協力の程お願いいたします。

一日も早い新型コロナウイルスの収束を願うとともに、皆様方のご繁栄、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。

年金相談はご予約で!!

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **0570-05-4890** (ナビダイヤル)

算定基礎届の提出をお願いします

1 概要

健康保険および厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間（4月～6月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

2 標準報酬月額の決定方法

毎年、7月1日現在で使用される全被保険者について、同日前3カ月間（4月、5月、6月、いずれも支払基礎日数17日以上※）に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

※特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上

3 提出対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者です。ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

※上記④に該当する方は、7月提出において、算定基礎届の届出を省略することが可能です。

届出省略の申出を行う場合は、次のとおり算定基礎届を作成の上、ご提出ください。

【紙媒体による届出の場合】

- (1) 報酬月額欄は記入せず、空欄としてください。
- (2) 備考欄の「3. 月額変更予定」に○を付してください。

【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください。（提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします。）

なお、当該被保険者について、8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を、速やかにご提出ください。

4 手続時期・場所および提出方法

毎年7月1日現在の被保険者について事業主が「被保険者報酬月額算定基礎届70歳以上被用者算定基礎届」等を日本年金機構へ提出します。

提出時期 毎年7月10日まで（年によって前後する場合があります。）

提出先 事務センター（※）または管轄の年金事務所

（※）算定基礎届送付時に同封している返信用封筒をご使用ください。

提出方法 電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参

5 届書様式・添付書類

○健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／70歳以上被用者 算定基礎届
※この届書を電子媒体により届出される場合は、届出用紙に代えて次の①、②が必要です。

① 電子媒体（CDまたはDVD）

② 電子媒体届書総括票

《該当者がいる場合は、次の届書が必要です》

○被保険者報酬月額変更届（7月改定者）

※「保険者算定（年間平均）」を届出する場合は、次の書類を添付してください。

（様式1）「年間報酬の平均で算定することの申立書」

（様式2）「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意書等」

6 留意事項

◆算定基礎届で届出する報酬月額は、支払基礎日数※が17日以上あるものに限られます。17日未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があるため、算定の対象外とされています。

例えば、5月の支払基礎日数が17日未満であった場合は、4月と6月の2カ月で算定されることとなります。

※支払基礎日数とは、給与計算の対象となる日数をいいます。

◆日給制の場合は、出勤日数が支払基礎日数になります。月給制や週給制の場合は、給与計算の基礎が暦日により日曜日等の休日も含むのが普通であるため、出勤日数に関係なく暦日数になります。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等により事業所が定めた日数から欠勤日数を除いた日数となります。

◆4月、5月、6月の3カ月とも支払基礎日数が17日未満の場合は、従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します（保険者算定）。

◆通常の定時決定により報酬月額を算定すると、実態とかけはなれる場合には修正して算定します（保険者算定）。報酬月額を修正する場合は、次のとおりです。

（ア）4月、5月、6月の3カ月間に、3月分以前の給与の遅配分を受けた、または遡及して昇給したことにより差額を一括して受けた場合
→遅配分または昇給差額分を差し引いて報酬月額を算定します。

（イ）4月、5月、6月のいずれかの月に低額の休職給を受けた場合
→2カ月以下の月が該当する場合は、当該月を除いて報酬月額を算定します。

（ウ）4月、5月、6月のいずれかの月にストライキによる賃金カットがあった場合
→2カ月以下の月が該当する場合は、当該月を除いて報酬月額を算定します。

(工)「当年の4月、5月、6月の3カ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

→前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算定した標準報酬月額にて決定します。
(才)給与計算期間の途中（途中入社月）で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1カ月分の報酬が支給されなかった月がある場合。

→当該1カ月分の報酬が支給されなかった月を除いて報酬月額を算定します。

◆4月、5月、6月の3カ月とも無給または低額の休職給の場合は、従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。（保険者算定）。

◆4月から6月の間に一時帰休（レイオフ）による休業手当等が支給された場合は、次表のとおり「算定対象月」の平均を報酬月額として定時決定します。

〈一時帰休による休業手当等が支給された場合の定時決定等の例〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	定時決定の算定対象月	随時改定月
1	●	●	●	★	●	●	5月・6月	
2	●	●	●	★	●	●	従前等級で決定	
3	●	●	●	★	●	●		7月改定
4	●	●	●	★	●	●	4月・5月・6月	
5	●	●	●	★	●	●		8月改定
6	●	●	●	★	●	●	4月・5月・6月	
7	●	●	●	★	●	●		9月改定

●：通常の報酬が支給された月

★：一時帰休解消

●：一時帰休による休業手当等が支給された月

★：一時帰休未解消

7 短時間就労者の定時決定

短時間就労者の定時決定は、次の方法により行われます。

※短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員等の名称を問わず、正規社員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます。

① 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数が17日以上ある場合

→該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

② 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合

→3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

③ 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合

→従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

8 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の定時決定

短時間労働者の定時決定は4月、5月、6月のいずれも支払基礎日数が11日以上で算定することとなります。

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満、1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満、またはその両方の場合で、次の5要件を全て満たす方が該当になります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと
- ⑤特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること（国・地方公共団体に属するすべての適用事業所を含む）なお、厚生年金保険の被保険者数が501人未満の法人・個人の適用事業所であっても、労使合意に基づき申出をした場合は、任意特定適用事業所となります。

現物給与価額(食事)が令和4年4月1日から一部改正されました

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、令和4年4月1日から適用されました。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和4年4月1日から現物給与価額が改定されます。」をご覧ください。

●日本年金機構ホームページはこちらから

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険・厚生年金保険の事務手続きガイド【動画】をご覧ください

社会保険に新たに適用された事業所の事業主様や事務ご担当者様など、初めて社会保険事務を担当される方々へ、健康保険や厚生年金保険の基本的な制度や、資格取得届や資格喪失届といった代表的な届書の手続き方法にかかる動画を日本年金機構ホームページへ掲載しました。ぜひご活用ください。

詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

●日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



病気やケガで仕事を休み、給与を受けられないときは 傷病手当金が支給されます

被保険者（加入者ご本人）が病気やケガで仕事を4日以上休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金が**傷病手当金**です。

支給が始まった日（支給開始日）から**通算して1年6か月**を限度として支給されます。
(支給開始日が令和2年7月1日以前の場合は、支給開始日から**起算して1年6か月**です。)

支給される条件

以下の①～④すべてを満たす場合に支給されます。

- ① 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること
- ② それまで就いていた仕事に就くことができないこと
- ③ 4日以上仕事に就けなかったこと（連続する3日以上の休業を含む）
- ④ 休んだ期間について給与の支払いがないこと



支 給 額

傷病手当金の1日当たりの支給額は、

「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の**標準報酬月額**を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額」です。

 被保険者期間が12か月（1年）に満たない場合は、資格取得後の平均額か、
 毎月の給与・手当等の報酬を区切りのよい幅で区分したもの

1日当たりの支給額

$$\text{支給総額} = \frac{\text{直近12か月間の標準報酬月額の平均値}}{\div 30日 \times 3分の2 \times \text{支給日数}}$$



支給額が調整される場合

- 給与・手当金が支給されている場合
- 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- 労災保険から休業補償給付を受けているときに、業務外の病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- 出産手当金の支給を受けている場合
- (資格喪失後の継続給付の方は) 老齢厚生年金が受けられる場合

上記の給付等の1日当たりの金額が傷病手当金の1日当たりの支給額より低い場合は、その差額が支給されます。



傷病手当金に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎ 054-275-6601

医療費が高額になりそう… 限度額適用認定証をご利用ください！

健康保険の制度では、事前に申請して交付される**限度額適用認定証**か、あとから払い戻しを受ける高額療養費をご申請いただくことで、医療費を**自己負担限度額**（標準報酬月額に基づいて定められる払い戻しの基準額）まで抑えることができます。

[詳しくはこちら](#)



入院等で高額な医療費が予想される場合は、お早めに限度額適用認定証のご申請をお願いいたします。

※なお、70歳以上75歳未満で標準報酬月額83万円以上の方、高齢受給者証の負担割合が2割の方は、保険証と高齢受給者証を医療機関等の窓口に提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

 申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

詳しい記入の手引きもご覧いただけます！

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat230/r121>



申請から利用までの流れ

1 郵送で申請書を提出



2 限度額適用認定証が交付される



3 交付された限度額適用認定証と保険証を医療機関等の窓口で提示



限度額適用認定証の利用で窓口での支払額はいくら変わるの？

70歳未満の被保険者（標準報酬月額28～50万円）が入院し、1か月の総医療費が100万円だった場合

限度額適用認定証を窓口で提示した場合

70歳未満で標準報酬月額28～50万円なので、自己負担限度額である約9万円を窓口で支払う

$$\begin{aligned} & 80,100\text{円} + (\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ & = 80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ & = 80,100\text{円} + 7,330\text{円} \\ & = 87,430\text{円} \end{aligned}$$

窓口で負担する医療費が約21万円も違う！



限度額適用認定証を窓口で提示しない場合

自己負担割合は3割なので、窓口で30万円を支払う

※あとから高額療養費を申請することで払い戻しを受けることができますが、一時的に高額な医療費をご負担いただくことになります。

限度額適用認定証に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎ 054-275-6601

健康づくりDVDのご案内 ~熱中症編~



職場やご家庭の熱中症対策のヒントに、ご活用ください。

静岡県社会保険協会 DVD 検索

夏の熱中症、冬のヒートショックに気をつけよう!

監修

国際医療福祉大学 医学部 公衆衛生学・
医学研究科 公衆衛生学専攻 教授

和田 耕治 先生

- Chapter1 热中症とは
- Chapter2 热中症のおもな症状
- Chapter3 热中症が起こりやすい条件
- Chapter4 热中症予防のポイント
- Chapter5 水分補給のポイント
- Chapter6 热中症の応急処理
- Chapter7 高齢者はとくに注意を! 他



[時間] 42分

熱中症はこわくない! 予防対策10か条

監修

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 前国際情報・研究振興センター長／特人研究員、医学博士
澤田 晋一 先生

- EPISODE1 热中症ってなに?
- EPISODE2 热中症になりやすいのは、どんな人?
- EPISODE3 热中症になりやすい時期、場所
- EPISODE4 热中症を予防しよう
- EPISODE5 応急処置をマスターしよう
- EPISODE6 热中症から部下を守ろう! (管理職向け)
- まとめ 热中症予防対策 10か条



[時間] 35分

利用補助のご案内

ボウリング割引券

利用期限 令和5年3月31日



下呂温泉・長良川温泉宿泊助成券

利用期限 下呂温泉・令和4年12月31日 宿泊分
長良川温泉・令和5年3月31日 宿泊分



施設利用会員証

利用期限 令和5年3月31日

*当協会ホームページ「施設優待事業・会員ページ」や「会員専用ページ入口」からのログイン用ID・パスワードは、「施設利用会員証」に同封してお送りします。



*新型コロナウイルス感染予防対策等につきましては、各施設のホームページ等でご確認ください。

●お申込み方法等詳しくは、当協会ホームページ 静岡県社会保険協会 利用補助 検索 ページをご覧ください。



健康づくり講師の派遣を行っております

保健師や健康体操指導員を職場や研修会場に派遣します。

● 健康相談

● 健康体操指導

● 健康講話



(※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、対応できない場合もあります。)



静岡県社会保険協会 講師派遣 検索

劇団四季

新作ミュージカル 『ロボット・イン・ザ・ガーデン』

2020年に初演されたばかりの新作が、早くも静岡県内にて初上演されます! ぜひ、この機会にご鑑賞ください。



撮影: 阿部章仁

公演チケットのご案内

会 場

アクシティ浜松 大ホール

静岡市清水文化会館マリナート 大ホール

公演日時

9月26日(月)
18:30 開演

9月28日(水)
18:30 開演

9月29日(木)
13:30 開演

9月30日(金)
18:30 開演

10月1日(土)
13:00 開演

席 数

各日、S席30枚、A席20枚、B席20枚

申込締切日 6月27日(月)※先着順

料金(税込)

S席: 9,500円 (通常価格: 9,900円) / A席: 6,600円 / B席: 3,300円

●お申込み方法等詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

静岡県社会保険協会 観劇

検索

当協会QRコード

●新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、
劇団四季オフィシャルウェブサイト
(<https://www.shiki.jp>) を
ご覧ください。



劇団四季QRコード

当協会各事業の最新情報は、ホームページをご覧ください!

スマートフォン・パソコン

静岡県社会保険協会

検索

